

兵庫県指名停止基準

平成6年6月16日

(指名停止)

第1条 知事は、入札参加資格者(注1)が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)の一に該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止(注2)を行うものとする。

2 契約担当者(注3)は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等(以下「建設工事等」という。)の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、特別共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該特別共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める期間を2倍にして得た期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件掲げる別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第2・1の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2・2又は3の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 知事は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

- 4 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。
- 5 知事は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 知事は、別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等(注4)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2・2(1)に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (2) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、主導的事業者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (3) 別表第2・2に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく知事又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2・2に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
 - (5) 県職員が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2・3に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
- 2 知事は、別表第2・2に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき(第3条第2項第3号若しくは第4項又は第4条第

1 項各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

(指名停止の期間の上限)

第4条の2 前2条の規定により得た指名停止の期間は36箇月を限度とする。

(指名停止等の通知)

第5条 知事は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第3項若しくは第4項若しくは前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者が契約担当者の発注する建設工事等（以下「県発注に係る建設工事等」という。）を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成6年6月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成12年11月16日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年6月8日から適用する。

附 則

この基準は、平成14年12月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年5月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る勧告等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年4月28日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事案に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条第2項、同条第4項及び第4条第1項の規定は、施行日以後行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年6月22日から施行し、平成22年1月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年10月10日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年6月1日から適用する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
(虚偽記載) 1 県発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月
(過失による粗雑工事等) 2 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にし、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月
3 県発注に係る建設工事等以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 箇月
(契約違反) 4 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第1の2に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 2 カ月以上の履行遅滞があったとき。 (2) 1 カ月以上2 カ月未満の履行遅滞があったとき。 (3) 1 カ月未満の履行遅滞があったとき。 (4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良 イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良 (5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。 (6) 社会保険等未加入建設業者（注5）を二次以下の下請負人としたとき。	当該認定をした日から 3 箇月 2 箇月 1 箇月 3 箇月 1 箇月 1 箇月 1 箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 6 箇月 (2) 負傷者を生じさせたとき。 3 箇月 (3) 損害を与えたとき。 6 箇月 ア 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 6 箇月 イ 重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 3 箇月 ウ その他事故を生じさせたとき。 1 箇月 6 県発注に係る建設工事等以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 3 箇月 (2) 負傷者を生じさせたとき。 2 箇月 (3) 損害を与えたとき。 3 箇月 ア 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 3 箇月 イ 重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。 2 箇月 ウ その他事故を生じさせたとき。 1 箇月	当該認定をした日から 当該認定をした日から
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 4 箇月 (2) 重傷者（注6）を生じさせたとき。 2 箇月 8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 2 箇月 (2) 負傷者を生じさせたとき。 1 箇月	当該認定をした日から 当該認定をした日から

措 置 要 件	指名停止期間
(その他) 9 別表第1の1から8までに掲げる場合のほか、次に該当したために、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、県の職員の指示に従わなかったとき。 (2) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の総合評価落札方式による入札に関して不誠実な行為をしたとき。 (3) 入札参加資格者等が、県発注に係る建設工事等の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。 (4) 県発注に係る建設工事等の受注者又はその下請負人が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	当該認定をした日から 1 箇月 1 箇月 3 箇月 3 箇月以上

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
(贈賄) 1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕又は起訴されたとき。 (1) 県の職員 (2) 県内の県以外の公共機関(注7)の職員 (3) 県外の公共機関の職員	逮捕又は起訴を知った日から 1 2箇月 9箇月 6箇月
(独占禁止法違反行為) 2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条の規定に違反し、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等 (2) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等	当該認定をした日から 1 2箇月 8箇月 4箇月 1 8箇月 1 2箇月 6箇月
(競売入札妨害又は談合) 3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。 (1) 県発注に係る建設工事等に関し、逮捕されたとき。	逮捕を知った日から 1 8箇月
(2) 県内の公共建設工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。 (3) 県外の公共建設工事等に関し、逮捕又は起訴されたとき。	逮捕又は起訴を知った日から 1 2箇月 6箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(補助金の不正受給を目的とした不正行為) 4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注8)の不正受給を目的とした不正行為により、補助事業等(注9)又は間接補助事業等(注10)に関し、次に該当したとき。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条又は第30条の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県の事業等 イ 県内の市町の事業等 (2) 詐欺(刑法第246条)又は電子計算機使用詐欺(刑法第246条の2)の容疑により、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県の事業等 イ 県内の市町の事業等 (暴力団関係) 5 警察の確認・通報等により、次に該当することが明らかになったとき。 (1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に参与(実質的に参与している場合を含む。)していること。 (2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者(注11)として使用し、又は代理人として選任していること。 (3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に参与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者(以下「役員等」という。)が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。 (4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。 (5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	逮捕又は起訴を知った日から 1 2 箇月 9 箇月 1 2 箇月 9 箇月 当該認定をした日から 1 2 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 3 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで 6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

措 置 要 件	指名停止期間
(建設業法違反行為) 6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者等が、次の建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等 (2) 入札参加資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等 (3) 入札参加資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 ウ 県外の一般建設工事等	当該認定をした日から 9 箇月 8 箇月 4 箇月 6 箇月 5 箇月 3 箇月 3 箇月 2 箇月 1 箇月

措 置 要 件	指名停止期間
(不正又は不誠実な行為) 7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき。 (1) 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 (2) 業務に関し、(1)に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律の規定に違反し、逮捕又は起訴されたとき。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等 (3) 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕又は起訴されたとき。 (4) 業務に関し、入札参加資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕又は起訴されたとき。 (5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次の建設工事等において、業務関連法令（注12）に重大な違反をしたとき（注13）。 ア 県発注に係る建設工事等 イ 県内の一般建設工事等	当該認定をした日から 9 箇月 8 箇月 6 箇月 5 箇月 6 箇月 2 箇月 4 箇月 2 箇月
(その他) 8 別表第1及び別表第2の1から7までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次に該当したため、県発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 (3) その他知事が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	当該認定をした日から 6 箇月 取引再開まで 1 8 箇月以内

- (注1) 入札参加資格者とは、県が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者として登録されている者をいう。
- (注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、知事が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3) 契約担当者とは、知事、公営企業管理者及び病院事業管理者並びにその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (注4) 入札参加資格者等とは、入札参加資格者、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）又はその使用人をいう。
- (注5) 社会保険等未加入建設業者とは、次の者をいう。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- のいずれかの届出の義務を履行していない（届出の義務がない者を除く。）建設業法第2条第3項に規定する建設業者。
- (注6) 重傷者とは、傷病程度が30日以上の治療を必要とする者をいう。
- (注7) 公共機関とは、収賄等（刑法第197条から第197条の4）が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- (注8) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注9) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。
- (注10) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事業又は事務をいう。
- (注11) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (注12) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表2の7(5)による指名停止措置の対象とならない。
- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令
 - ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の建築関係法令
 - ④ 刑法、道路交通法（昭和27年法律第180号）等の業務に関する規定
- (注13) 重大な違反をしたときとは、当該法令違反で逮捕、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けたときをいう。